

3. (Gno.6) 憲法裁判の基礎理論 (憲法裁判研究会)

代表：土屋 武

1983 年度 (開始)

【研究の目的】

現在の研究は、従来の研究 (旧西ドイツとオーストリアについて両国の憲法裁判制度を具体的に比較検討し、その共通点と相違点を明確にし、よって憲法裁判制度の本質を究明しようとする) を踏まえ、憲法裁判のより基礎的かつ本質的な理解の探求、具体的に言えば、憲法裁判と民主主義の関係の問題を究明しようとするものである。

【研究活動及び成果】

総括

今年度は、Michael Sachs, Verfassungsprozessrecht, 3. Aufl. 2016 の翻訳出版作業と『ドイツの憲法裁判〔第 3 版〕 (仮)』の出版に向けた研究を 2 つの柱に、さらに憲法裁判に関する個別判例の研究等も行った。

翻訳作業については、今年度刊行した (下記刊行物参照)。共同研究グループとしての研究会自体は、今年度は 4 回開催し、各回 2~3 本の報告があり、上記『ドイツの憲法裁判〔第 3 版〕』出版に向けた研究報告、憲法裁判制度に関する理論研究の報告、判例研究の報告が行われた。個別判例研究としては、日米独の判例が扱われた。

学術雑誌

- ・川又伸彦「1818 年バイエルン王国における憲法異議—成立史を中心に」『社会科学論集』 (埼玉大学) 172 号 (2024)
- ・齊藤拓実「デジタル社会の請願権」『法学館憲法研究所 law journal』30・31 号 (2024)
- ・寒河江和樹「民主主義の諸相」『尚綱学院大学紀要』87 号 (2024)
- ・寒河江和樹「旧優生保護法の優生規定を制定する国会議員の立法行為に対する国家賠償請求訴訟」『尚綱学院大学紀要』88 号 (2025)
- ・柴田憲司「渋谷はハロウィーン会場なのか否か—憲法上の自由と給付」『法学セミナー』69 巻 5 号 (2024 年)
- ・柴田憲司「『自由と給付』の一局面—「群馬の森」追悼裁判と表現の自由」『判例時報』2599 号 (2024 年)
- ・嶋崎健太郎「未出生の生命の憲法上の地位をめぐって：ドイツの場合」『法律時報』96 巻 4 号 (2024)
- ・松村好恵「具体的規範統制手続における適法性審査に関する客観的必要性の拡張可能性」『社会科学論集』 (埼玉大学) 172 号 (2024)
- ・武市周作「宿泊税決定」『自治研究』100 巻 11 号 (2024)
- ・土屋武「連邦首相の発言権と政治的中立性の要請」『自治研究』101 巻 2 号 (2025)

刊行物

- ・吉岡万季『憲法上の面会交流権—親の権利の日独比較』 (信山社、2024)
- ・松村好恵「ドイツにおける障害児をめぐる教育法制—障害者権利条約批准以前まで—」『質の高い教員養成につながる教育研究の到達点—教育方法と教育内容の融合をめざして—』 (茨城大学教育学部研

究叢書、2025.3)

・鈴木秀美・宮地基・三宅雄彦編集代表『ドイツの憲法判例V』（信山社、2025）（太田航平、奥山亜喜子、川又伸彦、柴田憲司、嶋崎健太郎、武市周作、土屋武、福王守、吉岡万季分担執筆）

・ミヒャエル・ザックス（土屋武・畑尻剛監訳）『ドイツ憲法訴訟法』（中央大学出版部、2025）

口頭発表

・太田航平「仮命令」憲法裁判研究会（2024.9）

・太田航平「証拠採用手続」憲法裁判研究会（2025.3）

・川又伸彦「「憲法異議の史的展開 —1818 年バイエルン憲法における憲法異議の成立を中心に—」憲法裁判研究会（2025.3）

・菅野仁紀「裁判権の概念」憲法裁判研究会(2024.6)

・斉藤拓実「アメリカにおけるキャンパス・スピーチ論争の再燃」中央大学公法研究会（2024.12）

・武市周作「宿泊税決定」ドイツ憲法判例研究会（2024.4）

・武市周作「宿泊税決定」ドイツ憲法判例と実務研究会（2024.7）

・土屋武「執行命令」憲法裁判研究会(2024.6)

・土屋武「裁判の種類」憲法裁判研究会(2024.9)

・土屋武「連邦憲法裁判所の手続・総説」「連邦憲法裁判所の権限・総説」憲法裁判研究会（2024.12）

・土屋武「ドイツにおける選挙原則をめぐる判例法理」ドイツ憲法判例と実務研究会（2025.3）

・松村好恵「児童婚撲滅法違憲決定」ドイツ憲法判例研究会（2024.10）

・松村好恵「アビトゥーアにおけるディスクレシアのある者の成績証明書に関する判決」憲法裁判研究会（2025.3）

・松村好恵「障害のある者の教育を受ける権利—連邦憲法裁判所の判例を中心に—」フォーラム・ドイツの教育（2025.3）

・吉岡万季「日常生活上喫煙吸引器具を必要とする公立学校の生徒ないしその保護者が地方公共団体に対し障害を理由とする差別の解消に関する法律 7 条 2 項に基づいて同器具の取得及び保管等を請求することの可否」行政判例研究会（2024.7）

・吉岡万季「憲法裁判の費用」憲法裁判研究会（2024.12）